

合併公告

平成 25 年 2 月 15 日

株主及び債権者 各位

東京都新宿区新宿二丁目 5 番 10 号
ジョルダン株式会社
代表取締役社長 佐藤 俊和

当社（以下、「甲」といいます。）は、平成 25 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、株式会社グルメびあネットワーク（本店所在地：東京都千代田区麹町四丁目 5 番地 以下、「乙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することとなります。

なお、この合併は、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭の割当ては行わず、甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内に書面によりその旨をお申し出ください。
4. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
 - (乙) 平成 25 年 2 月 6 日付産経新聞東京本社版 23 頁に掲載しております。

以 上